

新潟市出産・子育て応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」（令和4年12月26日付子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができる環境を整えるため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」の充実と、「経済的支援」を一体として実施する、新潟市出産・子育て応援事業（以下「本事業」という。）に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 給付金 前条の「経済的支援」の目的を達するために贈与される国の出産・子育て応援金。新潟市（以下「市」という。）においては、その名称を「にいがたスマイルギフト」という。
- (2) 妊娠・子育てほっとステーション 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を強化するため、各区健康福祉課に設置する専門窓口。

(事業開始日)

第3条 この要綱に規定する事業開始日は、令和5年2月13日とする。

(事業区分)

第4条 本事業の区分は以下のとおりとし、区分ごとの事業内容については別添によること。

- 1 伴走型相談支援 別添1
- 2 給付金（にいがたスマイルギフト） 別添2

(給付金の返還)

第5条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しないと判明したとき又はその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金の返還を求める。

(その他)

第6条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月13日から施行し、令和4年4月1日以降に妊娠届を提出及び出産した者に係る給付金については遡って適用する。

附 則

この要綱は、令和8年2月20日から施行し、令和7年4月1日に遡って適用する。

別添1 伴走型相談支援

第1 対象者

全ての妊婦及び主に0歳から2歳の乳幼児を養育する子育て世帯（以下「妊婦・子育て世帯」という。）を対象とする。

第2 実施体制

伴走型相談支援は、妊娠・子育てほっとステーション及び地域保健福祉センター（以下「ほっとステーション等」という。）において実施する。

第3 実施内容

以下のIからIVに基づき、出産・育児等の見通しを立てるための面談等やその後の継続的な情報発信、随時の相談受付等を市町村の創意工夫により実施することで、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。

I 妊娠の届出時の面談等

(1) 面談等の対象者

妊娠の届出をした妊婦とする。

(2) 面談等の実施時期

妊娠の届出時の面談等は、妊娠の届出時に実施するほか、別途面談日を設定して実施することも可能とする。この場合であっても、妊婦と一緒に妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て、必要な支援に早期につなげるという本面談の趣旨に鑑み、できる限り早い時期に実施すること。

なお、妊婦が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、妊婦が転出先市町村での面談等を希望する場合には、妊婦の転出後、転出先市町村において面談等を実施することとする。

(3) 面談等の実施内容

妊娠の届出をした妊婦に対し、妊娠・子育てほっとステーション相談シート（以下「妊娠届出時アンケート」という。）への必要事項の記載を求めた上で、新潟市妊娠・子育てプランを手交し、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなど（全体像及び特に妊娠期の過ごし方等）を一緒に確認するための面談等を実施する。

また、別添2に定めるいがたスマイルギフトの案内及び申請の受付や、面談等により把握した妊婦の状況等に応じ、産科医療機関等における妊婦健康診査の受診以外に、産前・産後サポート事業、安産教室その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

(4) 面談等の実施方法

顔の見える関係づくり等の観点から、妊婦がほっとステーション等の相談窓口等に来訪した上での対面による面談又はオンラインの画面上での対面による面談（以下「対面面談」という。）の実施を基本とする。

ただし、妊婦が対面面談を行うことができないやむを得ない事情がある場合や、市が適当であると認める場合には、面談等の担当職員が居宅訪問などのアウトリーチによる面談を実施する。また、アウトリーチによる面談も困難な場合には、面談に代わり、電話及び妊娠届出時アンケートの提出を求めることにより実施することも可能とする。

II 妊娠8か月頃の面談等

(1) 面談等の対象者

妊娠8か月頃の妊婦のうち、妊娠8か月頃アンケートの回答内容により、面接等を希望する者及び妊婦の状況等から支援が必要と市が判断した者とする。

(2) 面談等の実施時期

妊娠8か月頃の面談等は、出産間近で産後のことを考え始める時期、かつ、働いている妊婦が産前休暇に入り面談の時間を比較的取りやすい時期として、妊娠後期となる妊娠8か月を目安とした時期に実施する。

(3) 面談等の案内、面談等の対象者との面談日程の調整

① 妊娠8か月頃の妊婦に対し、概ね1か月前に、面談等の案内文及び妊娠8か月頃アンケートを送付する。なお、この時点で、流産又は死産したことを把握した妊婦に対しては、当該案内等の送付は行わない。

② 妊婦から提出のあった妊娠8か月頃アンケートの回答内容により、面談等の希望の有無や、妊婦の状況等を確認する。

(4) 面談等の対象者への面談等の実施内容

面談等の対象者に対し、提出のあった妊娠8か月頃アンケートの回答内容を基に、特に出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談を実施する。また、面談等により把握した妊婦の状況等に応じて産後ケア事業の予約その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

(5) 面談等の実施方法

Iの(4)に定める面談等の実施方法に準じて実施する。

(6) 面談等を希望しない妊婦又は妊娠8か月頃アンケートの回答の提出がなかった妊婦への対応

面談等を希望しない妊婦について、提出された妊娠8か月頃アンケートに記載された妊婦の状況等の情報に基づき、当該妊婦に支援が必要と判断した場合には、面談や電話等による相

談を実施した上で、必要な支援につなげることとする。また、妊娠8か月頃アンケートの回答の提出がなかった妊婦について、電話等により当該アンケートの回答の提出を求めるとともに、必要に応じて、面談や電話等による相談を実施する。

Ⅲ 出生後の面談等

(1) 面談等の対象者

出生した児童を養育する者（以下、別添1において「養育者」という。）とする。ただし、養育者に児童の母が含まれる場合には、当該母と面談することを原則とする。また、面談の対象者の配偶者、パートナーや同居家族も同席した上で面談等を実施することが望ましい。

(2) 面談等の実施時期

出生後の面談等は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に実施する。ただし、この期間に面談等を実施できなかった場合（養育者の居所が不明であった場合や、日本国外に居住していた場合等）は、養育者に対して必要な支援に早期につなげる観点から、できる限り早い時期に実施することとする。

なお、養育者が近日中に他の市町村に転出を予定している場合であって、かつ、養育者が転出先市町村での面談等を希望する場合には、養育者の転出後、転出先市町村において面談等を行うこととする。

(3) 面談等の実施内容

新生児訪問、乳児家庭全戸訪問等を活用して、養育者に対し、質問票セットⅠ、Ⅱ、Ⅲ（以下「出生後アンケート」という。）への必要事項の記載を求めた上で、出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認するための面談等を実施する。また、面談等により把握した養育者の状況等に応じて産後ケア事業、一時預かり事業その他必要な支援サービスの利用等を案内する。

なお、出生の届出時にほっとステーション等に案内して面談等を実施することも可能であるが、面談等の対象者である児童の母は産褥期で安静が必要な時期であることに留意すること。また、産婦健康診査により産後の精神状態等のアンケートが実施されている場合などは、面談等の対象者の同意に基づき、産科医療機関と適切に情報共有を行うこと。

(4) 面談等の実施方法

Ⅰの(4)に定める面談等の実施方法に準じて実施する。

Ⅳ 面談後の情報発信、随時の相談受付等

上記のⅠからⅢに基づく面談等の実施後も、緩やかな伴走型支援として、妊婦や子育て世帯に対して、子育て関連アプリやSNS、オンライン等を活用しつつ、プッシュ型による子育て支援等に関するイベント情報等の情報発信や、随時の相談受付等を継続的に実施する。

第4 担当職員の要件

面談等の担当職員は、保健師、助産師等の専門職を原則とする。

第5 面談等の相談記録の管理

市は、面談等の対象者から提出のあった妊娠届出時アンケート等や面談等の相談記録を適切に管理しなければならない。

第6 関係機関との連携

伴走型相談支援をより効率的・効果的に実施していくため、別添2に定める給付金の支給に当たり取得する関係機関等との必要な情報の確認や共有に関する同意に基づき、必要に応じて関係機関とも面談等の相談記録を共有し、密に連携を図りながら本事業を実施することとする。

第7 留意事項

I 面談等の対象者が里帰りしている場合は、里帰り先の市町村に面談等の実施を依頼することも可能とする。この場合、当該居住する住所地の市町村は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の相談記録を共有するなどにより、当該対象者の状況などを確認することとする。

II 面談等の対象者のうち、流産又は死産した者及び対象児童が死亡した者については、面談等の実施は不要とする。ただし、流産・死産を経験した女性等への心理社会的支援等について（令和3年5月31日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知）、不妊症・不育症患者や子どもを亡くした家族に対する情報提供等について（令和4年4月8日付厚生労働省子ども家庭局母子保健課事務連絡）を踏まえ、きめ細やかな配慮を行うこと。

別添2 給付金（にいがたスマイルギフト）

第1 給付金の支給

事業開始日以降、給付金として、以下のⅠに基づき出産応援ギフトを、Ⅱに基づき子育て応援ギフトを支給するものとする。

Ⅰ 出産応援ギフト

（1）支給対象者

出産応援ギフトの申請時点で新潟市内に住所を有する者、かつ、事業開始日以降令和7年3月31日までに妊娠の届出をした妊婦（産科医療機関等を受診し、妊娠の事実を確認した者又は妊娠していることが明らかである者に限る。）に対して支給する。ただし、同一の妊娠を原因として、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に定める妊婦のための支援給付の対象となるものを除く。

（2）支給内容

支給対象者の妊娠1回につき、5万円の現金支給を行う。

（3）支給方法

- ① 出産応援ギフトの支給を受けようとする者（以下「出産応援ギフト申請予定者」という。）は、妊娠の届出をし、かつ、別添1の第3のⅠに定める妊娠の届出時の面談等を受けた後、他の自治体で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意等を経た上で、市に対してにいがたスマイルギフト申請書（別記様式第1号）を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産又は死産した出産応援ギフト申請予定者については、妊娠の届出時の面談等を受けることなく支給の申請を行うこととして差し支えない。
- ② ①の支給の申請は、妊娠中に行うものとする。ただし、災害その他出産応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により妊娠中に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができる。この場合であっても、令和8年3月31日以降の支給の申請はできないものとする。
- ③ ①の支給の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該者に対して出産応援ギフトの支給を行う。
- ④ ③の審査を行うに当たって、必要に応じて、産科医療機関等に妊娠の事実を確認すること等により、当該者が（1）の対象者に該当するか確認を行う。
- ⑤ 支給に当たって、必要に応じ、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

II 子育て応援ギフト

(1) 支給対象者

1 事業開始日以降令和7年3月31日までに出生した対象児童（子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者（養育する者に対象児童の母が含まれる場合には、当該母を原則とする。）であって、子育て応援ギフトの申請時点で新潟市内に住所を有する者に対して支給する。また、子育て応援ギフトの申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日において養育する者であって、新潟市内に住所を有していた者に対しても支給する。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が2人以上いる場合において、そのうち1人に対して子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する子育て応援ギフトは支給しない。

2 1の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、子育て応援ギフトは支給しない。

- 一 児童手当法（昭和46年法律第73号）第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- 二 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
- 三 法人

(2) 支給内容

対象児童1人につき5万円の現金支給を行う。

(3) 支給方法

① 子育て応援ギフトの支給を受けようとする者（以下「子育て応援ギフト申請予定者」という。）は、別添1の第3のⅢに定める出生後の面談等を受けた後、他の自治体で同一の対象児童に係る子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意等を経た上で、市に対していがたスマイルギフト申請書（別記様式第2号）を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した子育て応援ギフト申請予定者については、出生後の面談等を受けることなく、市に対して支給の申請を行うこととして差し支えない。

② ①の支給の申請は、原則として、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までの間に行うものとする。ただし、災害その他子育て応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により生後4か月頃までに支給の申請を行うことができなかった場合は、当該事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができる。この場合であっても、令和8年3月31日以降の支給の申請はできないものとする。

③ ①の支給の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該者に対して子育て応援ギフト

トの支給を行う。

- ④ 市は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が（１）１の児童に係る対象者に該当するか確認を行う。
- ⑤ 支給に当たって、必要に応じ、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

第２ 遡及対象者への支給

令和４年４月１日以降、事業開始日の前日までに妊娠届を提出及び出産した者に係る給付金についても、以下のⅠに基づき出産応援ギフトを、Ⅱに基づき出産・子育て応援ギフトを支給するものとする。

Ⅰ 出産応援ギフト

（１）支給対象者

事業開始日以降、出産応援ギフトの申請時点で新潟市内に住所を有する者かつ令和４年４月１日以降、事業開始日より前に妊娠の届出をした妊婦（妊婦であった者を含み、Ⅱの（１）に該当する者を除く。）

（２）支給内容

支給対象者の妊娠１回につき、５万円の現金支給を行う。

（３）支給方法

- ① 出産応援ギフト申請予定者は、事業開始日以降、市に対して妊娠中の方へのアンケートを提出し、かつ、他の市町村で出産応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意等を経た上で、市に対してにいがたスマイルギフト申請書（別記様式第１号）を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に流産又は死産した申請予定者については、妊娠中の方へのアンケートの提出を行うことなく支給の申請を行うこととして差し支えない。
- ② ①の支給の申請は、原則として、事業開始日から６か月以内に行うものとする。ただし、災害その他出産応援ギフト申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により、申請予定者が申請期間内に支給の申請を行うことができなかつた場合は、当該事情がやんだ後３か月以内に支給の申請を行うことができる。この場合であっても、令和６年３月１日以降の支給の申請はできないものとする。
- ③ ①の支給の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該者に対して出産応援ギフトの支給を行う。

- ④ 市は、③の審査を行うに当たって、必要に応じて、妊娠の届出状況を確認すること等により、当該者が（１）支給対象者に該当するか確認を行う。
- ⑤ 支給に当たって、必要に応じ、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

II 出産・子育て応援ギフト

（１）支給対象者

- 1 令和４年４月１日以降、事業開始日より前に出生した新潟市内に住所を有する対象児童（出産・子育て応援ギフトの支給相当額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者（養育する者に対象児童の母が含まれる場合には、当該母を原則とする。）であって、事業開始日以降、出産・子育て応援ギフトの申請時点で新潟市内に住所を有する者に対して支給する。また、出産・子育て応援ギフトの申請前に対象児童が死亡した場合は、対象児童の死亡日において新潟市内に住所を有していた者に対しても支給する。ただし、同一の対象児童に係る支給対象者が２人以上いる場合において、そのうち１人に対して出産・子育て応援ギフトが支給された場合、他の支給対象者に対する出産・子育て応援ギフトは支給しない。
- 2 １の規定に関わらず、次のいずれかに該当する者には、出産・子育て応援ギフトは支給しない。
 - 一 児童手当法（昭和４６年法律第７３号）第４条第１項第４号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
 - 二 同号に規定する障害児入所施設等の設置者
 - 三 法人
- 3 １の規定に関わらず、養育する者に対象児童の母を含まない場合は、出産応援ギフトは支給しない。

（２）支給内容

出産応援ギフトについては対象児童の母の妊娠１回につき５万円の現金支給とし、子育て応援ギフトについては対象児童１人につき５万円の現金支給を行う。

（３）支給方法

- ① 出産・子育て応援ギフトの支給を受けようとする者（以下「出産・子育て応援ギフト申請予定者」という。）は、事業開始日以降、市に対して産婦・養育者へのアンケートを提出し、かつ、他の市町村で同一の対象児童に係る出産・子育て応援ギフトの支給を受けていない旨の申告及び市町村の本事業の適切な実施のため関係機関等に必要な情報を確認、共有することについての同意等を経た上で、当該自治体に対して出産・子育て応援ギフト申請書を提出し支給の申請を行う。ただし、申請前に対象児童が死亡した出産・子育て応援ギフト申請予定者については、産婦・養育者へのアンケートの提出を行うことなく、対象児童の死亡日において居住していた住所地の市町村に対して支給の申請を行うこととし

て差し支えない。

- ② ①の支給の申請は、原則として、事業開始日から6か月以内に行うものとする。ただし、災害その他申請予定者の責めに帰さないやむを得ない特別な事情により申請期間内に支給の申請を行うことができなかった場合は、当該事情がやんだ後3か月以内に支給の申請を行うことができる。この場合であっても、令和6年3月1日以降の支給の申請はできないものとする。
- ③ ①の支給の申請を受理したときは、その内容を審査し、当該者に対して出産・子育て応援ギフトの支給を行う。
- ④ ③の審査を行うに当たって、必要に応じて、支給対象者の対象児童の養育の事実を確認すること等により、当該者が(1)1の児童に係る対象者に該当するか確認を行う。
- ⑤ 支給に当たって、必要に応じ、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該者の本人確認を行う。

第4 留意事項

給付金の支給対象者が里帰りしており、当該支給対象者に対する妊娠の届出時の面談等又は出生後の面談等を里帰り先の市町村において実施した場合の、給付金は、支給対象者が申請時点で居住する住所地の市町村が支給する。この場合、支給対象者が申請時点で居住する住所地の市町村は里帰り先の市町村と適切に連携を図り、面談等の実施状況などを確認することとする。